

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第6条の規定に準じて、北但ごみ処理施設整備・運営事業を特定事業として選定したので、同法第8条の規定により、特定事業の選定にあたっての客観的評価の結果を公表する。

平成25年1月11日

北但行政事務組合  
管理者 中 貝 宗 治